

中古半導体装置協会- ガイドライン  
SEC/N.S1.GL.01.A  
ソフトウェア・ライセンスのガイドライン

1. 目的

- 1.1 中古半導体装置のソフトウェア・ライセンスに関してのSEC/N®とその会員の一致した見解を定義するため。

2. 適用範囲

- 2.1. OEM 装置のソフトウェアとソフトウェアのライセンス譲渡の問題に関して SEC/N 会員が遵守する基準を掲げる。
- 2.2. OEM 装置のソフトウェアに関し、知的財産の正当な権利を守るための基準と手順を提案すると同時に中古半導体装置の足かせとなる取引を可能にする。

3. 会員基準

- 3.1. SEC/N とその会員は、知的財産の正当な権利保護が、現代の技術企業の基礎であるという考えを支持する。
- 3.2. SEC/N とその会員は、事業経営する期間に適用される知的財産に関する法律を遵守することを支持する。

4. 業界提案

- 4.1. 新規又は中古半導体装置の購入に関する販売提案、見積書、請求書又は商業協定にはそれぞれに適したソフトウェア・ライセンスに関する権利放棄と又は内容開示が含まれるべきである。
- 4.2. 半導体製造装置を稼動するすべてのソフトウェアは、その装置のライフサイクルにおいて譲渡が可能であるべきである。そのソフトウェア・ライセンスの譲渡価格（もしあれば）は、上記セクション3と矛盾なく OEM の知的財産の正当な権利保護と関係する。これらの価格には、取引を制限するようなライセンス間偏見を含むべきではない。
- 4.3. ソフトウェア・ライセンスを許諾された中古とそれに準じる装置の所有者は、（輸出規制など）法的な理由以外の何者からも制限されるべきではない。
- 4.4. 明瞭で、顕著なソフトウェア・ライセンス譲渡に関する開示は、製造時点で OEM によって各装置に組み込まれるべきである。これらの開示は、いわゆる永久的に組み入

中古半導体装置協会- ガイドライン  
SEC/N.S1.GL.01.A  
ソフトウェア・ライセンスのガイドライン

れられるべきである。この場合の例としては、物理的な荷札、ソフトウェアの中に組み込まれたものの権利放棄、又は装置と共に永久に移動されるといった注意書きなどがある。

- 4.5. 再製造業者と転売業者は、永続的に装置に付加されているソフトウェア・ライセンス（上記、4.4を参照）の削除や変更をしない。
- 4.6. 全ての業界関係者は、このような一貫したソフトウェア・ライセンス方針を受け入れ、是認することを勧める。
  - 4.6.1. 2001年7月19日にSEC/N 会員会議にて、SEC/N 会員企業から承認された。